

## 「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の修正要旨について

原子力災害対策特別措置法（平成12年施行、法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、東北電力株式会社女川原子力発電所の原子力防災業務計画を修正いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を次のとおりお知らせいたします。

### 1. 修正の要旨

項目	概要	主な修正内容
通報連絡先の組織改正に伴う修正	通報連絡先の組織改正に伴う組織名称の修正	「国土交通省 自動車交通局 技術安全部環境課」を「国土交通省 自動車局 環境政策課」に変更するなど、組織名称の変更を行った。
女川原子力発電所の組織整備に伴う記載の修正	女川原子力発電所の組織整備に伴う役職名および部署名の修正	副原子力防災管理者の役職名または、原子力防災組織における部署名の変更を行った。
別図における発電所一般配置図の修正	別図への最新の設置許可申請書「発電所一般配置図（将来増設予定の機器等を除く）」を反映	別図において、現状の発電所構内配置に合わせるため、最新の設置許可申請書「発電所一般配置図（将来増設予定の機器等を除く）」の反映を行った。
記載の適正化	記載の適正化	「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく応援要請プロセスの記載の追加を行った。

### 2. 修正年月日（届出年月日）

平成24年3月29日（平成24年3月29日）

以上